

親がしつかり相続がおきたときに大変なのが、さまざまな手続きだ。遺産分割協議から財産の名義書き換え、相続税の申告まで手続きはいずれも煩雑で、遺族の手に余ることもある。そこで考えたいのが、司法書士や税理士など専門家の活用だ。誰に何を頼めばスムーズに手続きを進められるかを解説しよう。

「相続がおきて早いうち」に相談に来る人が増えた。埼玉県に事務所を構える司法書士の大貫正男氏は話す。相続では「なくなった人(被相続人)」が所有していた不動産の名義を変更する必要が生じる。司法書士はその手続きの専門家だ。

増税で相談早期化

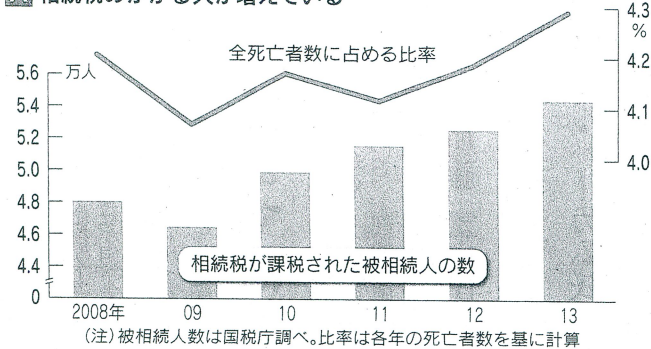
名義変更は、その不動産を誰が受け継ぐのか確定してから手続きをするため、司法書士への相談は数カ月後という例も多かった。ところが今年1月からの相続増税を機に意識を強めた遺族が、細かな手続きまで心配して早めに専門家を訪れるようになったという。

相続税を課されるのは年間約5万人(被相続人ベース、グラフA)。年間死亡者数に占める比率は4%程度だが、増税の影響で今後6%ほどに高まるとみられる。都心部の家持ちを中心に相続税やその手続きへの関心は高い。

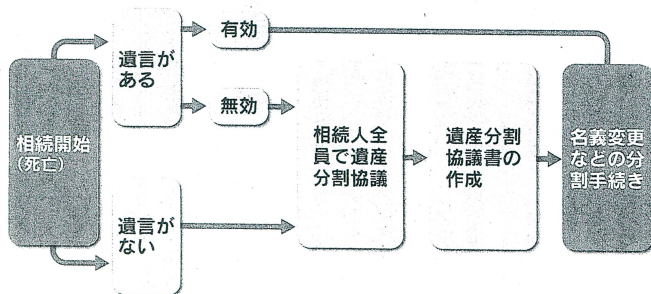
相続の手続きは資産家に限った話と思いがちだが、相続税のかからない人にも負担は大きい。まず遺産の分け方を決める必要がある。遺言で詳細が指定されていればそれに従えばいいが、遺言がないと、法定相続人が全員で話し合い、合

相続手続き、専門家が頼り

A 相続税のかかる人が増えている



B 遺産分割にいたるまでの流れ(イメージ)



C 遺産分割が決まった後も様々な手続きが待ち受ける

窓口	主な必要書類
不動産の名義変更(所有権の移転登記) 法務局	・登記申請書 ・固定資産評価証明書 ・被相続人の誕生から死亡までの戸籍謄本
預金・株式などの名義変更や換金 銀行、証券会社など	・相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明書 ・名義書き換え請求書
相続税の申告 税務署(被相続人の居住地管轄)	・遺言書または遺産分割協議書 ・申告書

D 手続きを頼むならどの専門家?

- 遺産分割協議書の作成 → 弁護士、司法書士、行政書士
- 遺産分割についての法律相談や紛争解決 → 弁護士
- 不動産の名義変更 → 司法書士
- 預金・株式などの名義変更 → 司法書士、行政書士
- 相続税の申告書の作成、税務調査への対応 → 税理士

書類多く書式も複雑

意識する必要がある(図B)。協議がまとまるのに時間がかかることも多く、決着したら今度は「遺産分割協議書」という書面にしなければならぬ。全員が署名し実印を押す必要がある。遺族が自力で作るケースは多いが、手間を省きたいなら司法書士や行政書士に頼む手がある。分割協議でもめそうなら弁護士を紹介してくれることも多い。課税

が確定するのはじめから税理士に頼むのもいい。遺産分割が確定したら今度は実際に遺産を処理する手続きがある(表C)。代表的なのが被相続人が所有していた不動産や預貯金、有価証券などの名義の変更だ。名義変更は財産の多寡にかかわらず必要になる。提出書類を通りそろえるだけでもかなりの手間になる」と司法書士の船橋幹男氏はいう。

特に大変なのが戸籍謄本集めだ。被相続人が生まれながら死亡するまでのすべての戸籍謄本が必要になる。これは「名義変更先になる相続人を確定するため」(司法書士の山北英仁氏)だ。戸籍を遡れば例えば「前婚の子供や、未婚だが認知した子供までわかる」(船橋氏)。

戸籍は市区町村ごとに管理され、生前、引越しなどで本籍地を変えていたら各自自治体に照会する。戸籍が改製(様式変更)される前の古い戸籍の取得が必要なものも多い。すべてがそろうまで数カ月かかることもあり、「ふつうの人は戸籍謄本集めで疲弊する」(新宿総合会計事務所の瀬野弘

一郎税理士)という。戸籍謄本を集め終わってもまだ安心はできない。不動産の名義変更で法務局に提出する登記申請書は専門性が高く、専門家に頼むケースが少なくない。その場合に相手になるのは司法書士だ(表D)。

預貯金や株式などの名義変更も容易ではない。生前取引のあった銀行や証券会社などにすべて連絡し、書類をそろえて請求する。もしも余裕がなくて専門家に頼むのであれば、司法書士や行政書士になる。相続税関連の手続きでは申告書自体、枚数が多くて書式も複雑だ。原則として死後10カ月以内に申告・納税を済ませる必要がある。税務署員に聞けば詳しく手引きしてくれるが、税理士に頼むのも手だ。財産の名義変更が必要となる戸籍謄本の収集は、いずれの専門家も可能だが、司法書士や行政書士に頼むケースが多いようだ。

社会保険は自力で
専門家に支払う報酬は財産額にもよるが、相続税の申告以外の手続きをまとめて20万円前後で提供する司法書士や行政書士が目立つ。新宿総合会計事務所では相続税申告も含めて50万円からサービスを提供する。相続と併せて社会保険の手続きも必要になるが、これらの手続きは自力で大丈夫だろう。例えば遺族年金の請求。元会員の夫が老齢年金を受給中に死亡すると、残された妻は自分の老齢年金と、夫の老齢年金を基に計算した遺族年金を受け取る。日本年金機構の年金事務所などに請求する。公的医療保険から埋葬料・葬祭費をもらう手続きも自力で可能だ。金額は5万円前後で、加入する健康保険組合や国民健康保険などの窓口申請する。以上一連の手続きが終わるまで長丁場だが、確実に進めた。(編集委員 後藤直久)